

第 1 1 章 その他の添加物（製造用剤他）

1 製造用剤 不溶性鉱物質

1 本剤の概要

本項目で取り扱う品目は 16 品目である。指定添加物の中にこれに類するものは存在しない。強いてあげるとすると水処理の補助剤として使われることがある硫酸アルミニウムアンモニウムがある。

用途面からこれらを分類すると

1) 主として濾過助剤として使われるもの

カオリン、ケイソウ土、パーライト

2) 主として精製剤として使われるもの

活性炭、活性白土、骨炭、酸性白土、ベントナイト、木炭

3) 主として水処理に使われるもの

花こう斑岩、クリストハル石、グリーンタフ、セオライト、セピオライト、電気石、ひる石

出荷量は濾過助剤 7 万 2 千トン（10 万トン）、精製剤 5 万 9 千トン（4 万 9 千トン）、水処理剤は 1 トン（120 トン）で、濾過助剤、精製剤がほとんどを占めている。（ ）内の数値は前回調査の出荷量。

水処理剤の出荷量が激減したが、一頃の市場でのブームが沈静化したものと思われる。

2 調査結果

今回の調査で製造・輸入の申告がされたものは 9 品目であった。そのうち 7 品目については平成 6 年度調査においても製造輸入の実績があったものである。今回の調査では新たに申告された物はなく、平成 13 年度に製造・輸入の申告があり今回申告がなかったものは 2 品目（カオリン、木炭）である。

2-1 回答がなかったもの

表 11-1 の 7 品目である

表 11-1 回答のなかった品目

クリストハル石、セオライト、セピオライト、電気石、ひる石 カオリン、木炭

これらのうち下線のあるもの 5 品目は前回及び前々回調査においても出荷報告はなかった。

2-2 回答のあった品目

出荷報告のあった品目名及び集計結果を下記に一括して示す。

表 1 1 - 2 平成 1 5 年度調査 (平成 1 4 年度対象) 製造・輸入出荷量 - 不溶性鉱物質

No	名称	会社数	全出荷量	前回出荷量	製造量	輸入量
0840	花こう斑岩	2	840	115,359	240	600
0880	活性炭	8	6,432,330	14,304,374	6,182,330	250,000
0890	活性白土	4	48,850,000	31,286,000	48,400,000	450,000
1410	グリーンタフ	1	140	2,937	140	0
1610	ケイソウ土	8	58,849,000	61,693,000	47,240,000	11,609,000
1830	骨炭	2	1,141,000	1,175,000	1,141,000	0
1990	酸性白土	2	2,270,000	1,600,000	2,270,000	0
3330	パーライト	2	13,182,000	8,943,000	13,182,000	0
4080	ヘントナイト	1	6,000	130,500	6,000	0
	合計		130,731,310	119,250,170	118,421,710	12,309,600

3 考察

総量としてみたときは前回の平成 1 1 年度調査と今回の結果は約 1 0 % 増えている。用途面で比較すると前回に較へ濾過助剤は約 3 5 % 減少し、精製剤は逆に 3 0 % 増加した。個別に見ると以下のごとくである。

- 1) 活性炭 業界の構造改革が進んでいるようて申告企業の変動が大きい。数量的には平成 1 1 年に比へ約 3 5 % 減。前回申告のあった 4 社が今回申告がなかった。
- 2) 活性白土 大口企業の申告量増加。今回総量として 5 6 % 増加した。
- 3) ケイソウ土 平成 1 1 年に比へて約 4 0 % 減。前回 1 社の回答か二重になっていた可能性あり。
- 4) 骨炭 前回と変わらず。
- 5) 酸性白土 前回より 1 社が増産し平成 1 1 年に比へ製造量は約 4 0 % 増となった
- 6) パーライト 1 社の新たな申告で量的には約 5 0 % 増加
- 7) ヘントナイト 1 社の申告無し。
- 8) カオリン 前回申告のあった 1 社の回答無し。
- 9) クリーンタフ 前回申告のあった 2 社から回答無し。新たな 1 社からわずかな量の申告あり。
- 1 0) 花こう斑岩 前回回答のあった大口 1 社からの回答無し。
- 1 1) 木炭 前回大口の申告のあった 1 社からの回答無し。

ここで取り上げた品目はいずれも製造用剤であり、直接食品と共に摂取されるものではない。従って1日摂取量は0である。

2 強化剤

1 本剤の概要

本項に関わりのある既存添加物は、いわゆる枝番品目を含めて21品目である。

強化目的の既存添加物のうち、ヒタミンは別に検討する。このため、この章では、アデニル酸など核酸系物質2品目とミネラルのカルシウム関連14品目、フェリチンを含めた鉄関連3品目およびラクトフェリン農縮物を対象とした。カルシウム関連の品目が多いのは、焼成カルシウムと未焼成カルシウムの2品目では、貝殻や卵殻のようにそれぞれ原料となる物質の名称をかぶせて特定したものがいわゆる枝番物質として認められているためである。なお、この章で扱うカルシウム剤のうち、生石灰は水と反応すると強アルカリを呈することから強化の目的で使われることはまれてある。

2 調査結果

(1) 回答なかった品目

今回の調査で、製造または輸入の報告がなかったものは、表11-3の7品目である。

表11-3 回答のなかった品目

5'-アデニル酸、5'-シチシル酸、うに殻焼成カルシウム、生石灰、鉄、フェリチン、未焼成カルシウム、骨未焼成カルシウム、真珠層未焼成カルシウム

ただし、この中で5'-アデニル酸、5'-シチシル酸は、唯一の国内メーカーからの報告がなかったものであり、未焼成カルシウムに関しては、未焼成カルシウムとしての報告はなかったが、報告漏れと考えられる骨未焼成カルシウムと真珠層未焼成カルシウムを除いた個別の枝番物質にはそれぞれ報告があった。生石灰は、国内では流通しているものの、石灰メーカーからの報告がなかったものである。また、フェリチンに関しては、当該年度の製造がなかったものと考えられる。

(2) 回答のあった品目

今回の調査では、12品目に製造または輸入の報告があった。

そのうち、カルシウム類では、枝番号を含めて告示された総量では、焼成カルシウムに該当するものが364,709kgであり、未焼成カルシウムに該当するものが1,227,100kgであった。

今回の調査結果を、前回調査で報告のあった品目を含めて、表11-4に示す。

表 1 1 - 4 平成 1 5 年度調査 (平成 1 4 年度対象) 製造・輸入出荷量一強化剤(ビタミン類を除く)

製造量等の単位は k g

No	品目名	製造量	輸入量	合計	報告 企業数	前回調査 合計
0180	5'-アデニル酸				0	9,639
2150	5'-シチシル酸				0	28,542
2180	焼成カルシウム	1,200	20	1,220	2	198,000
2182	貝殻焼成カルシウム	155,000	1,000	156,000	6	103,900
2183	骨焼成カルシウム	92,000	0	92,000	1	160,000
2184	造礁サンコ焼成カルシウム	24,380	0	24,380	3	9,500
2185	乳清焼成カルシウム	4,113	0	4,113	1	6,600
2186	卵殻焼成カルシウム	86,996	0	86,996	1	414,500
2320	生石灰				0	42,434,200
4050	ヘム鉄	14,000	0	14,000	1	4,885
3600	フェリチン					15
4281	貝殻未焼成カルシウム	693,800	0	693,800	4	138,700
4282	骨未焼成カルシウム				0	4,000
4283	サンコ未焼成カルシウム	123,300	0	123,300	3	78,000
4285	卵殻未焼成カルシウム	410,000	0	410,000	1	237,500
4610	ラクトフェリン濃縮物	0	35,325	35,325	3	8,610

3 考察

- 1) アデニル酸とシチシル酸は、前回初めて調査され、国内の取り扱いメーカー 1 社から報告があったが、今回は報告がなく、市場では実際に流通していることから、確認する必要がある。
- 2) カルシウム類では、前回 4 万tを超える報告があった生石灰に報告がなく、再調査が必要である。
- 3) 焼成カルシウムと未焼成カルシウムに関しては、前回調査時と大幅に変動している枝番品目も多く、特に今回は、BSEの影響か、主として牛骨が原料として使われる骨未焼成カルシウムの報告がなくなっており、貝殻未焼成カルシウムが大幅に増加している。これらに関して、回答会社に確認する必要がある。
- 4) 未焼成カルシウムに関しては、前回と同様に報告のなかったが、枝番で製造・輸入の報告があり、販売に際して原料名を明確にするために「未焼成カルシウム」の名称では出荷販売されているものがないものとみなされる。

- 5) ヘム鉄は、製造量が着実に増加している。
- 6) フェリチンは、前々回調査時点で15kg輸入、前回15kg製造と報告してきた企業から、製造も輸入も報告がないため、当該年度には製造・輸入なかったものとする。
- 7) 鉄は海外では小麦粉に強化の目的で添加することか義務つけられている場合もあるが、日本ではこのような強化の義務づけはなく、このような使い方はされておらず、鉄釘と同様に色止めのような用途か考えられるものの食品添加物として意識した出荷が行われていないため、報告なかったものと考えられる。
- 8) ラクトフェリン濃縮物は、全量輸入されているものであるか、消費者の認知度が上がると共に、健康志向食品での採用もあり、量的に大幅に増加している。

3. 触媒類

1 本剤の概要

触媒については、コバルト、ニッケル、白金、パラシウム、ルテニウムの5品目が既存添加物として認められている。また、触媒として使用される例は殆どないと思われるが、銅単体も便宜的にこの中に分類してまとめた。

これら触媒類の中では、ニッケル触媒が食品分野で最も広く、また、量的にも多く利用されており、その使用目的によりスポンシニッケル、担持ニッケルの2つに分けられる。

スポンシニッケル触媒は主として糖アルコールの製造に利用され、担持ニッケルは硬化油脂の製造に利用されている。

その他の触媒類については、食品分野においてはあまり繁用されているとは考えられないが、今回の調査で報告のあったパラシウムは、ニッケル触媒と併用され糖アルコールの製造に利用されているものと思われる。

2 調査結果

平成12年度調査（平成11年度対象）の調査ではニッケル、ルテニウムの2品目について報告があったが、平成15年度調査（平成14年度対象）ではルテニウムの報告はなく、ニッケル並びにパラシウムの2品目のみ報告があった。

出荷報告のなかったものは表11-5に示す4品目である。

表11-5 回答のなかった品目

コバルト、・ルテニウム・白金、・銅

平成12年度調査（平成11年度対象）で報告があったのはニッケル（5社、326t）、ルテニウ

ム（1社、21kg）であったものか、平成15年度調査（平成14年度対象）結果ではニッケルか（3社、96t）と低減し、ルテニウムに関しては報告がなかった。

一方、平成15年度調査では新たにパラジウム（1社、180kg）の報告があった。

その他の触媒、並びに銅に関しては、平成15年度調査（平成14年度対象）でも報告はなかった。報告のあったニッケル、パラジウムの数量等については表11-6に示すとおりである。

表11-6 平成15年度調査（平成14年度対象）製造・輸入出荷量—触媒

No	品名	会社数	製造量(kg)	輸入量(kg)	合計(kg)
3180	ニッケル	3	85,000	11,000	96,000
3400	パラジウム	1	180	0	180

3 考察

これら金属触媒については、糖アルコール、食用油脂の水素添加に触媒として使用されるか、製造過程で除去されるので摂取されることはない。

銅に関しても、単体で食品に利用されることはほとんどのないものと推定され、これら触媒類5品目並びに銅単体の摂取量は0と判断される。

しかし、ニッケルに関する平成12年度調査（平成11年度対象）では、5社報告があったが、今回はそのうち3社から報告がなく、1社（輸入）が新たに報告してきた。

従って、前回の調査で報告があり、今回報告のなかった3社には再度調査の必要かあると思われる

4 アルカリ剤

1 本剤の概要

既存添加物名簿の品目数は9品目である。

対応する指定添加物には水酸化ナトリウム、水酸化カルシウム、炭酸カリウム、炭酸ナトリウムなどの例がある。

全体的な使用量は指定添加物が圧倒的に多い。

用途は既存添加物と指定添加物とは異なっており、既存添加物はこんにゃく製造や、わかめ製造などに使用される。指定添加物は食品製造時の中和剤、脱酸素剤の製造用剤、また「かんすい」として中華種類の製造に使用される。

2 調査結果

今回回答のなかった7品目は表11-7のとおりである。

表11-7 回答のなかった品目

イナワラ灰抽出物、海藻灰抽出物、コマ柄灰抽出物、ソハ柄灰抽出物、 ダイス灰抽出物、木灰、木灰抽出物
--

表 11-8 平成15年度調査（平成14年度対象）製造・輸入出荷量—アルカリ剤

No	品名	会社数	製造量 (kg)	輸入量 (kg)	合計 (kg)
3250	ばい煎コメヌカ抽出物	1	250	0	250
3260	ばい煎ダイス抽出物	1	200	0	200

3 考察

回答のあったばい煎コメヌカ抽出物とばい煎ダイス抽出物は前回（平成11年）でも報告のあったものであるが、前回報告のあったコマ柄灰抽出物および木灰は回答がなかった。イナワラ灰抽出物、海藻灰抽出物、ソハ柄灰抽出物、ダイズ灰抽出物、木灰抽出物の5品目は前回、前々回の3回とも回答がなかったものである。

ばい煎コメヌカ抽出物およびばい煎ダイス抽出物は畜肉臭・魚臭あるいは酸臭の消臭に有効とされ、酢・ビネカーや餃子などの製造時に使用される。

5 ガス (気体)

1 本剤の概要

既存添加物名簿の品目数は 9品目で、これを対象として調査した。

2 調査結果

回答のなかったの表11-9の5品目であった。

表 11-9 回答のなかった品目

オゾン、ブタン、プロパン、ヘプタン、ヘリウム

表 11-10 平成15年度調査（平成14年度対象）製造・輸入出荷量—カス

No	品目	会社数	製造量 (kg)	輸入量 (kg)	合計 (kg)
2010	酸素	2	14,100	0	14,100
2240	水素	4	2,538,300	0	2,538,300
2670	窒素	6	7,818,008	0	7,818,008
3840	ヘキサン	3	517,840	0	517,840

3 考察

今回回答のあった4品目は前回調査に引き続いて回答があったものである。

酸素については、3社で3,515kgの報告であったが、今回は2社に減少したが、数量は3倍増した。

水素については並であった。水素は還元糖類、糖アルコールあるいは水添油脂の製造等に使用されることを考慮すると、また回答量は少ないと考えられる。

窒素については、会社数は前回8社、製造量19,900トンへと激増した。今回はその半減状態であり、回答洩れがあるものと思われる。

ヘキサンは前回なみてであった。食用油脂あるいは香料の抽出溶剤等として使用される。

6. その他製造用剤

1 本剤の概要

製造用剤のうち、不溶性鉱物質、触媒類、強化剤（ミネラル類）、アルカリ金属塩類に含まれない既存添加物を、その他製造用剤としてまとめた。この中には、ろ過助剤、くん液、崩壊剤、包接剤、剥離剤等、様々な目的で使用される添加物が含まれる。

2 調査結果

平成15年度調査（平成14年度対象）では、対象とする35品目中報告のなかったものは表11-11に示す16品目、報告のあったものは表11-12に示す22品目である。

1) 今回の調査で出荷報告のなかった品目は以下のとおりである。

表11-11 報告のなかった品目

・イヌリン型ポリフラクタン、オリゴカラクチュロン酸、・カストリックムチン、・木酢液、・タンニン（抽出物）、・栗皮タンニン、・タマリントタンニン、・ミモザタンニン、・ナフサ、・ニストース、・パフィア抽出物、・氷核菌細胞質液、・ヒンロウシュ抽出物、・メバロン酸、・モウソウチク炭抽出物、・木材チップ、・リンターセルロース、・レモン果皮抽出物の18品目

注) 氷核菌細胞質液、ヒンロウシュ抽出物の2品目は、消除予定添加物名簿に記載されている。

2) 出荷報告のあった品目名及び集計結果を表11-12に一括して示す。

表11-12 平成15年度調査（平成14年度対象）製造・輸入出荷量—その他の製造用剤

No	品名	会社数	製造量(kg)	輸入量(kg)	合計(kg)
0140	アスペルギルステレウス 糖たん白質	1	0	240	240
0590	エレミ樹脂	1	3500		3500
1600	くん液	5	156,400	57,467	213,867
1602	リキットスモーク	2	1,500	59,000	60,500

1650	高級脂肪酸	1	620		620
2090	シクロテキストリン	5	1,048,658	295,940	1,344,598
2350	セイン	2	9,700	1,900	11,600
2460	粗製海水塩化マグネシウム	4	4,032,670	0	4,032,670
2641	柿タンニン	1	115,000	9,000	124,000
2643	植物タンニン	2	2,230	0	2,230
2680	チャ乾留物	1	88	0	88
3030	トレハロース	2	63,000	3,200	66,200
3380	ヒアルロン酸	2	1,000	0	1,000
3400	微結晶セルロース	3	1,100,000	49,160	1,149,160
3590	フィチン（抽出物）	1	2,567		2,567
3800	粉末セルロース	5	600,000	283,374	883,374
4720	流動パラフィン	1	8,600,000		8,600,000

3 考察

平成12年度調査（平成11年度対象）で出荷量がゼロと報告されていたイヌリン型ポリフラクタン、パフィア抽出物の2品目は、今回の調査では報告なかった。同様に、カストリックムチンも平成12年度調査では10kgの輸入報告があったが、今回の調査では報告なかった。

以下、出荷量の大きい既存添加物を中心に考察する。

1) くん液（木酢液、リッキトスモーク）

平成12年度調査（平成11年度対象）における出荷量は、くん液337 t、木酢液31.5 t、リッキトスモーク60.5 t（これら3者の合計は378 t）の報告であったが、平成15年度調査（平成14年度対象）では、木酢液に関する報告はなく、くん液が213.9 t、リッキトスモークが41 t（両者合計で255 t）の出荷量であった。

木酢液について報告なかったのは、くん液と木酢液（木酢液の中にくん液とリッキトスモークが入るとの業界認識）が同しとの認識から、とちらかを報告することで目的が達せられると判断されたものと考えられる。

2) シクロテキストリン

平成12年度調査（平成11年度対象）では、総出荷量が395 t（3社）であったもの、15年度調査（平成14年度対象）では、総出荷量は1344.6 t（5社）に増加している。平成12年度調査結果から見ると大幅に増大した感があるか、業界情報等から推測すると前回の報告数値が過少であり、今回の報告量がほぼ妥当な量と思われる。

3) 粗製海水塩化マグネシウム

平成12年度調査（平成11年度対象）では4703 t、15年度調査（平成14年度対象）では4033 tと、やや出荷量は低減している。粗製海水塩化マグネシウムはその大半が豆腐用凝固剤として使用されるものと推定されるか、近年は機能性飲料にも用いられているとの情報もある。

前回の数値と比較すると、やや少ないものの、ほぼ妥当な量と思われる。

4) タンニン

タンニン（抽出物）の中には、柿タンニン、栗皮タンニン、植物タンニン、タマリントタンニン、ミモサタンニンが含まれる。このうち、平成15年度調査（平成14年度対象）で報告があったものは、柿タンニン及び植物タンニンの2品目であり、これらの出荷量は柿タンニン124 t、植物タンニン約2 tであり、タンニン（抽出物）総量として126 t強の報告量であった。

前回同様、栗皮タンニン、タマリントタンニン、ミモサタンニンに関しては報告がなかった。一方、平成12年度調査（平成11年度対象）では、柿タンニンが360 t（2社）、植物タンニン2 t（1社）、タンニン（抽出物）が300 kgの報告量であり、タンニン総量として362.3 tの報告量であった。平成15年度調査（平成14年度対象）結果と比較すると、その出荷量は約三分の一に減少している。柿タンニンで大手1社の報告がなかったことが大きく影響しており、更に追跡調査が必要と思われる。

5) トレハロース

平成12年度調査（平成11年度対象）では約150 tの報告量であったが、平成15年度調査（平成14年度対象）結果では66.2 tに減少している。一方、業界紙誌等の報告によると、その需要量は28,000 tと推定している。トレハロースの市場は、急激に拡大しているものと推定されるが、今回の報告量は極めて過少のように思われる。トレハロースの大半のものが「食品」として流通していると思われ、流通実態の再調査が必要と思われる。

6) 微結晶セルロース、粉末セルロース

微結晶セルロースの国内生産数・出荷数量は平成12年度調査（平成11年度対象）では1,100 t、平成15年度調査（平成14年度対象）結果では1150 tとほぼ近似している。

これらの大半は医薬品の賦形剤として利用されているものと推定され、食品分野で消費されている量はこの数量の極一部と思われる。

粉末セルロースは、平成12年度調査（平成11年度対象）結果では3297. t（4社）が平成15年度調査（平成14年度対象）結果では883 tに減少している。この理由は最大手企業の報告数量が3060 tから、600 tに減少したことに起因する。従って、この点につき再度調査の必要があると思われる。

7) その他

流動パラフィン 流動パラフィンの使用基準は「パンに対し残存量0.10%未満、パン生地を自動分割機により分割する際及びばい焼する際の離型に限る。」とされている。

平成11年度調査結果では3社合計で12,130 tの出荷数量であった。その内の大手1社が12,000 tの出荷量を報告していたが、今回の調査では8,600 t（1社）に減少している。

また、報告企業も同社1社であり、今回報告のなかった2社について再確認が必要と思われる。

7. 一般飲食物添加物

1 本剤の概要

今回の調査対象とした飲食物添加物名簿における製造用剤は5品目である。

2 調査結果

回答のなかった品目は小麦粉であり、回答のあった4品目は表11-13にまとめた。

表 1 1 - 1 3 平成 1 5 年度調査 (平成 1 4 年度対象) 製造・輸入出荷量—一般飲食物添加物

No	品名	会社数	製造量(kg)	輸入量(kg)	合計(kg)
5009	エタノール	5	9,324,000	0	9,324,000
5015	カゼイン	2	0	3,410,000	3,410,000
5018	寒天	1	0	7,400	7,400
5068	卵白	3	0	1,126,915	1,126,915

3 考察

今回回答のあった 4 品目の中でカゼインは今回始めてであった。エタノール、寒天及び卵白は前回にも回答があったものである。

エタノールについては前回 5 社から合計 1 7 5 トンと回答があったが、今回は 5 社から 9, 3 0 0 トン余との回答であった。前回回答のなかった大手扱い会社からの回答があったことが大幅増になった主因と思われる。

寒天および卵白については今回いずれも輸入品のみ回答があった。

寒天は前回の 1 0 0 トンから 7 トンと 1 / 1 0 に減少した。卵白はほぼ前年並みであった。これらは国産品も流通しているはずだが、食品として使用と食品添加物としての使用との分別が不鮮明なことも、回答の少なさに影響しているものと考えられる。

資料編

その1 既存添加物調査送付資料一式

その2 既存添加物調査票送付先リスト

その3 集計資料

(1) 既存添加物 品目番号順 製造量・輸入量・合計量

(2) 既存添加物 用途別 製造量・輸入量・合計量

(3) 一般飲食物添加物 品目番号順 製造量・輸入量・合計量

(4) 一般飲食物添加物 用途別 製造量・輸入量・合計量

その1 既存添加物調査送付資料一式

平成15年10月

既存添加物等製造・輸入出荷量調査 資料目次

この封筒には下記の資料等が同封されておりますのでご確認ください。
もし不足のある場合には、恐縮ですが、下記にご照会下さい。

* 同封資料等

- 1 厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課長 挨拶
- 2 既存添加物等製造・輸入出荷量実態調査要領
- 3 調査票記入要領
- 4 調査票
- 5 調査票記入例
- 6 既存添加物 品名番号一覧表
- 7 一般飲食物添加物 品名番号一覧表
- 8 返信用封筒

* 照会先・

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町1-3-9

日本橋三英ビル三階

日本食品添加物協会 (担当、福江、浅野)

Tel 03-3667-8311

Fax 03-3667-2860

e-mail nitenkyo@jafa.gr.jp

平成15年10月

各位

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長
中垣 俊郎

既存添加物等の生産・輸入出荷量調査へご協力要請の件

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

食品添加物を通した食品の安全確保につきましては、日頃より格別のご配慮を頂き、感謝致しております。

さて、近年、食をめぐる環境は、食生活の多様化、加工食品、調理済み食品等の利用増加、食糧供給の海外依存度増勢等により大きく変化してきております。かかるおり、食品添加物の生産、流通、使用についてその状況を正確に把握することは、食品安全行政上極めて重要であります。

このため厚生省では厚生科学研究「食品添加物生産流通調査分担班」により、食品添加物の製造業等を対象に、その生産・輸入量について調査を行っております。

既存添加物等については平成12年度から13年度にかけて、調査を行いましたが、最近の生産・輸入出荷量を把握するため、本年度、再度調査を行うことに致します。

つきましては、ご多用中まことに恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解頂き、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

既存添加物及び一般飲食物添加物製造・輸入出荷量 実態調査 要領

本調査は、厚生労働省か、厚生科学研究に則り実施するものであり、記入される事項が、企業別に公表されることはありません

また記入表は所定の整理終了後、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課が回収いたします。

1 はじめに

本調査は、「既存添加物及び一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されているものであって添加物として使用されるもの）」（「既存添加物等」）の需要の実情を把握し、規格化その他所要の行政対応の基となる資料を得るための調査です。即ち、事業者が1年間に製造し、あるいは輸入し、出荷している既存添加物等の食品向けの出荷量（必要あれば製造出荷量、又は輸入出荷量と言う）の状況を事業者別アンケートによって調査を行うものです。

この調査は3年おきに行われている「指定食品添加物一日摂取量調査」に対応する「既存添加物等」の調査で、過去2回行われています。今回は平成12年度及び13年度に行った調査において、実際に製造 輸入していると回答された事業者の方々を中心にその後の行政庁把握の製造輸入届出企業名簿によって修正及び追加を行い、生産、実需の実態調査を行うことになりました。

関係各位の格別のご協力をお願いする次第です。

2 調査の対象になる「既存添加物」及び「一般飲食物添加物」の範囲

本調査の対象品目は

①「既存添加物名簿」（厚生省告示第120号、平成8年4月16日）に記載されている全品目、及び

②「一般に食品として飲食に供されているものであって添加物として使用される品目リスト」（衛化第56号、平成8年5月23日）のうち食品添加物公定書第七版（「食添7」）で成分規格が定められている品目及び品名に色素とうたわれている品目であって、

〔食品添加物〕の文字が表示されて出荷されたもの、添加物製剤の製造に自家使用されたもの及び、食品製造用に自家使用されたものです。

3 調査の対象期間

平成14年4月から平成15年3月までの1年間と致します。貴社の事業年度がこれと異なる場合は、平成14年を過半日数含む1年間としていたたいも結構です。

4 調査票の記入及びお問い合わせについて

調査票は、記入要領及び記入例にしたがって記入してください。回答に際しては、製造所毎でなく、全社分を本社などに取りまとめ提出していただくようお願いします。

なお、この調査は実需量の把握であり、製造及び輸入によって国内に供給される各添加物量ですので、添加物を購入し製剤化または小分け販売などの場合、あるいは該当品目かない場合には、①「該当品なし」に○印、および企業名、住所を記入した資料4のみ返送をお願いします。

回答に際し、不明な点、疑問な点があれば、下記宛てご照会下さい。

(照会先) 〒103-0012

東京都中央区堀留町1-3-9 日本橋三英ビル3階

日本食品添加物協会 (担当 福江、浅野)

TEL 03-3667-8311 FAX 03-3667-2860

e-mail no-fukue@jafa.gr.jp

5 回答期限

調査票は 平成15年 11月28日迄に 同封の封筒を使用して、下記宛て返送いたたきますようお願いします。

(回答送付先) 〒100-8782

東京都中央郵便局私書箱 第9164号

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

以 上

調査票 記入要領

<I>

本調査の製造量、輸入量とは、その添加物の原体の数量を意味しております。

原体とは、調査対象品目そのものを言います。

数量としては添付した品名番号一覧(資料6, 7)に換算単位が記載してあるものについては、換算した数値を言います。(なお、私ともは他の原体量記入のものと区別して換算原体と仮称しますが、これはあくまで集計上の呼称です)。換算単位が記載されていない品目にあっては、そのままの数量を記入し、当該製品の純度あるいは固形物換算値を⑧備考の欄に記入して下さい。

<II>

記入にあたっては、記入例をご参照下さい。例外のケースは備考欄にご記入下さい。

- ① 「該当品なし」 (資料2の4項で説明のとおり、) 添加物を購入し製剤化または小分け販売などの場合、あるいは該当品目かない場合には、○印を記入して下さい。
- ② 企業番号 郵送した封筒の宛名シールに記載されている整理NO を記入して下さい。
- ③ 品名番号、④ 品名、⑤ 整理番号 添付されている「既存添加物品名番号一覧表」及び「一般飲食物添加物品名番号一覧表」に記載された品名番号、品名、整理番号を記入して下さい。
- ⑥ 製造・輸入の別 貴社が国内で製造されている場合は「(61) 製造」欄に、貴社が直接輸入しておられるか、或は貿易商社を通じて輸入しておられる場合は「(62) 輸入」欄に記入して下さい。
食品添加物を原料として別の食品添加物を製造する場合、例えば植物レシチンを購入あるいは輸入して、酵素分解レシチンを製造した場合は、備考欄に植物レシチン購入、あるいは輸入と記入して下さい。
- ⑦ 製造・輸入数量 「製造出荷量」又は「輸入出荷量」及びその合計。
「製造出荷量」とは貴社が(該当の1年間に)食品添加物として原体を製造し、「食品添加物」と表示して、食品メーカー又は食品添加物メーカーに出荷したか、あるいは自家消費された量を言います。食品添加物でない粗製品を購入し又は輸入し、精製して「食品添加物」と表示して製造出荷された場合を含みます。
「輸入出荷量」とは、貴社が(該当の1年間に)食品添加物原体を輸入し、「食品添加物」と表示して食品メーカー又は食品添加物メーカーに出荷又は自家消費された量を言います。輸入出荷量の中には原体の製剤(複数の原体からなる製剤を含む)を輸入し、そのまま又は加工して食品添加物として出荷された場合、その製剤中に含まれる各原体の量を含みます。個々に計算して記入して下さい。
他社から「食品添加物」と表示された原体を購入し、これをそのまま小分けして、又

は、自社で製剤化して食品添加物として出荷（販売）された場合は記入不要です。

輸出出荷量があれば、製造出荷量から差し引いて記入してください。

製造出荷量、輸入出荷量には医薬品向け（たとえば、アラヒアガムの場合）、化粧品向け（たとえば、色素の場合）など食品分野以外への出荷は含めません。

添付の「既存添加物品名番号一覧表」（資料6）及び「一般飲食物添加物品名番号一覧表」（資料7）に換算単位が記載されている品目にあつては、食品添加物としての貴社扱い量をこの換算単位で換算して（換算原体として）記入してください。換算単位が記載されていない品目については、そのままの数量を記入してください。

単位は（t, kg, g）のいずれかを枠内の位置に合わせて数値を記入してください。

数値は3桁目で四捨五入して記入してください。

例 24,750 t → 25,000 t

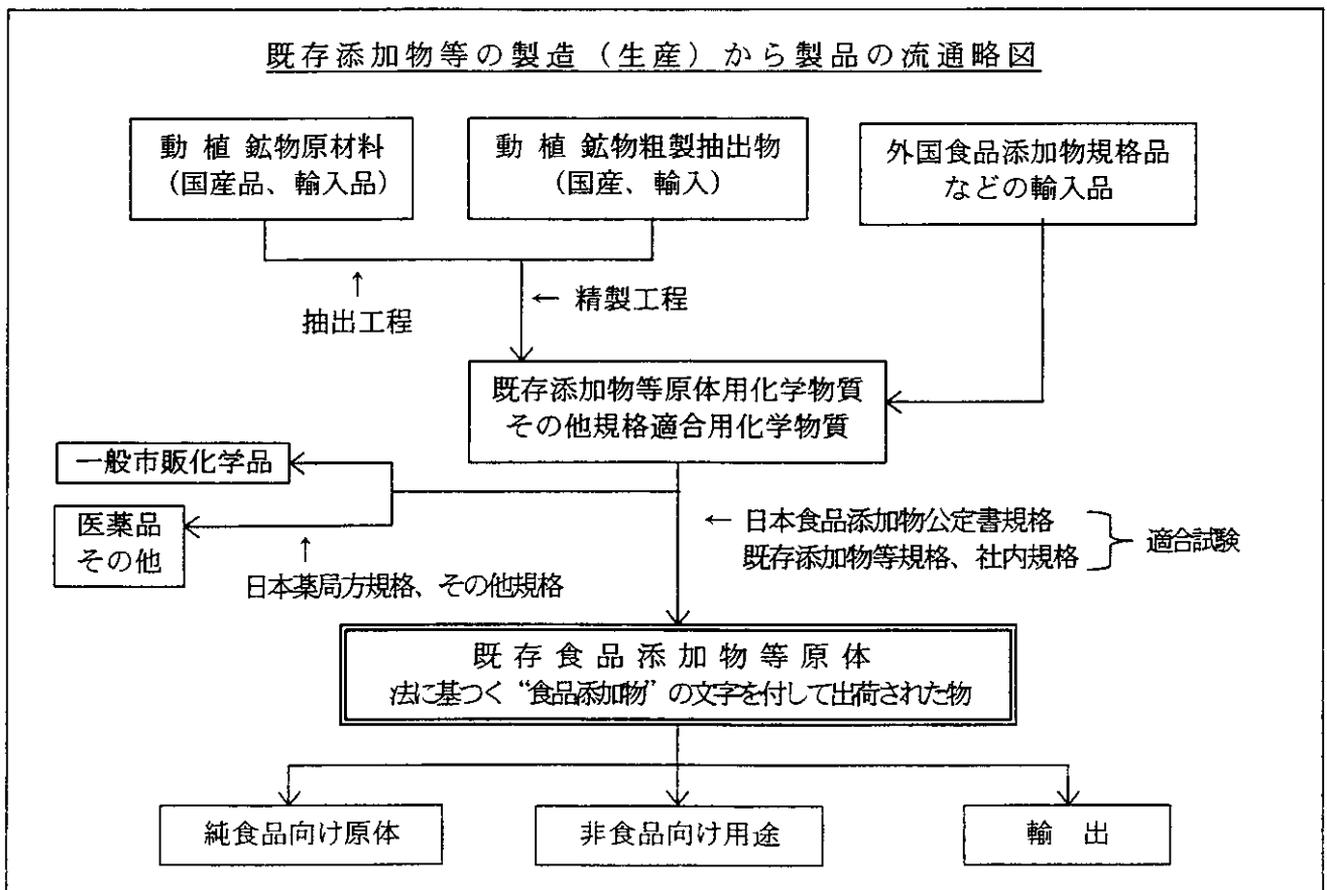
637 kg → 640 kg

55 kg → 55 kg

⑧ 備考 換算単位が明示されていない品目については当該品目の純度あるいは固形物換算値、酵素にあつては活性単位を記載してください。その他⑥、⑦などに関することも記載してください。

<参 考>

本調査では、貴社における下図の で囲んだ個々の既存食品添加物等原体の年間の生産、出荷、使用量を把握することが目的です。



以上

既存添加物等製造・輸出入出荷量調査 調査票 (平成15年度)

①該当品なし		記入 平成15年 月 日	
②企業番号	企業名	所在地	所属
			担当者名
			電話 (FAX) Eメールアドレス

③品名番号	④品名	⑤整理番号	⑥製造 輸入の別			⑦製造 輸入数量			⑧備考
			製造	輸入	合計	t	kg	g	
			(61) 製造	(62) 輸入	(63) 合計				
			(61) 製造	(62) 輸入	(63) 合計				
			(61) 製造	(62) 輸入	(63) 合計				
			(61) 製造	(62) 輸入	(63) 合計				
			(61) 製造	(62) 輸入	(63) 合計				
			(61) 製造	(62) 輸入	(63) 合計				
			(61) 製造	(62) 輸入	(63) 合計				
			(61) 製造	(62) 輸入	(63) 合計				

① 見出し内の数字 (①-⑧) は調査票記入要領の説明項目です。記入にあたっては記入要領を参照してください。
 ② 用紙が不足する場合は、恐れ入りますが、この用紙をコピーしてお使い下さい。